

昭和40年国勢調査の大綱

昭和40年10月1日に、大正9年の第1回国勢調査から数えて、第10回目の国勢調査が実施される予定である。さる4月12日には、昭和40年国勢調査令(昭和40年政令第125号)が公布施行され、同時に同施行心得(総理府訓令第2号)が定められ、また調査の地域範囲および調査票の様式についても同日づけをもって告示(総理府告示第9, 10号)された。

今回の国勢調査は、10年目ごとに行なわれる大規模調査の中間の年の調査(いわゆる簡易調査)であり、調査項目は前回の昭和35年国勢調査と比べると7項目少ない次の16項目となっている。

- (1) 氏名, (2) 世帯主との続柄, (3) 男女の別, (4) 出生の年月, (5) 配偶の関係, (6) 国籍,
- (7) 就業状態, (8) 従業上の地位, (9) 所属の事業所の名称, (10) 所属の事業所の事業の種類,
- (11) 仕事の種類, (12) 従業地または通学地, (13) 世帯の種類, (14) 住居の種類, (15) 居住室数,
- (16) 居住室の星数

これは、今回の調査が簡易調査であるということのほか、調査事項を主要なものに限定して、後記のように結果の早期集計に重点がおかれたためである。以上の項目のうち、(1)から(6)までは第1回調査以来おおむね毎回調査されてきた基本的な事項であり、(7)から(10)までは、産業・職業などの人口の経済活動の状況を知るための事項として、戦後は毎回調査されてきている。(12)は、前回と同様、通勤・通学の状況や昼間人口の状況をとらえるために調査され、(13)から(16)までは、世帯や住宅の状況をみるため世帯について調査される事項である。なお、(15)居住室数は、昭和5年国勢調査以来2度目の調査事項である。

国勢調査の目的は、言うまでもなく国内の人口の状況をあくし、各種行政施策その他の基礎資料を得ることにあるが、今回の調査では、近年特に変動の激しい都道府県、市町村の人口の分布および構造を早期にかつ詳細に明らかにして、国および地方における行財政施策の立案を効果あらしめるため、市区町村等の地域別の結果を充実させ、かつこれを早期に集計することを特色としている。すなわち、従来にない新しい方法をもって、集計期間を大幅に短縮することにしており、このため「光学式読み取り装置(Optical Character Reader)」という最新の機械が採用されることとなった。これは、各調査世帯で記入された調査票に基づいて調査員が作成する「調査個票」というカードにしたされたマークをそのまま読み取って磁気テープに記録する機械で、この磁気テープで電子計算機による集計が行なわれる。この装置によると従来のようにパンチ・カードを作る必要がないので多くの人手と時間が節約になる。

調査の方法においては、従来の基本的属性(調査事項(1)～(6))のみを世帯主または世帯の代表者が記入する一部自計(一部他計)の方法と異なり、調査票はすべて世帯で記入(すなわち、(7)就業状態以降の事項も自計)し、上記のように記入された調査票に基づき国勢調査員が世帯員ひとりひとりにつき1枚ずつ調査個票を作成することとしており、また集計方法においては、前回の電子計算機に上記光学式読み取り装置が併用され、これに調査個票を直接かけて集計することにより、その集計期間が従来の約40か月から20か月以内に短縮されるという点が今回の調査において特に注目される。

結果の公表は、まず、要計表に基づく世帯および男女別人口概数が本年12月中旬に公表され、市町村別総人口(確定数)が明年、昭和41年5月末までに順次官報に告示される。都道府県・市町村別集計は、昭和42年4月までに完了するが、集計完了の都度都道府県ごとに結果報告書が刊行される。また、全国都道府県速報集計は昭和41年10月末までに、従業地・通学地に関する集計は昭和42年9月末までに、地域別詳細集計は昭和43年11月末までに、それぞれ完了の予定で、その結果報告書が刊行される。